

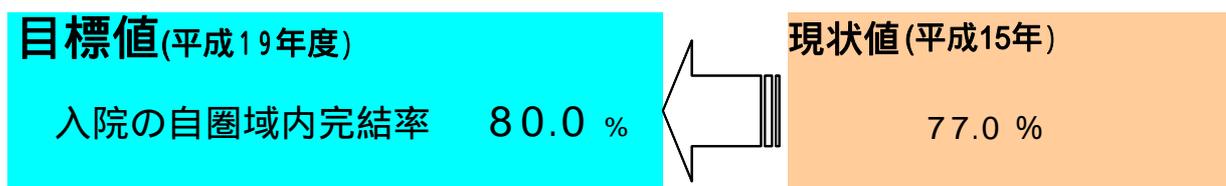
施策  
( - 4 - 1 )

## 医療機能・施設の充実 **優先施策16**

### 目的

県民全てが、いつでもどこでも安心して医療を受けられるようにするため、必要かつ良質な医療機能の確保・充実に努め、医療機関相互の機能分担と連携により、効率的な医療提供体制の確立をめざします。

### 成果指標と目標値



入院を必要とする患者のうち患者の住む医療圏域内の病院で入院治療している患者の割合です。7つの医療圏域において8割以上の患者の入院治療が完結することをめざします。

### 現状と課題

鳥根県では、県民がいつでもどこでも安心して必要な医療サービスを受けられるよう7つの医療圏域を設定し、医療体制の充実に取り組んでいます。

県西部や隠岐地域など圏域によっては、高度・専門的な医療機能が不十分であったり広域的に取り組まないと確保が困難な医療機能について、病院間の連携や分担が十分に進んでいない状況です。また、中山間地域においては、初期医療機能の確保も問題となっています。(図表1参照)

このため、県内どこでも1時間以内に医療サービスを受けられるよう、医療機関相互の機能分担と連携を図り、医療提供体制を整備することが必要です。

精神障害者が地域で安心して生活できるために、精神科救急医療体制の充実に努めていく必要があります。

人権に配慮した質の高い精神医療を推進するとともに、地域医療の充実に努め精神障害者の退院・社会復帰促進のための地域ケア体制を整備していくことが求められています。精神医療の基幹的病院である県立湖陵病院を「県立こころの医療センター(仮称)」として整備を進めます。

**目的を達成するための主な基本事務事業**

主な事務事業

事業名	概要
<p><b>地域医療体制の整備</b></p> <p>〔担当課〕医療対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>県西部や隠岐地域の医療機能を確保するとともに、補助制度等により救急医療やターミナルケアを充実させます。</p> <p>県西部地域の医療を充実させる事業 医療機関の機能充実 しまねがん対策強化事業</p>
<p><b>地域医療連携体制の整備</b></p> <p>〔担当課〕医療対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>分担医療の考え方を基に各医療機関や団体が連携して医療提供体制を構築します。特に、「かかりつけ医」の定着を促進します。</p> <p>地域医療の連携推進</p>
<p><b>医療法関係業務</b></p> <p>〔担当課〕医療対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>医療法に基づく許可、届出、立ち入り検査等を通し、医療施設の法適合性を確保するとともに、医療施設を行う上での現状把握のため各種調査を行います。</p> <p>医療法関係業務</p>
<p><b>精神医療提供事業</b></p> <p>〔担当課〕障害者福祉課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>精神科救急医療体制の整備や適切な精神医療の提供を行います。</p> <p>精神保健医療費 精神医療提供事業</p>
<p><b>県立病院の運営</b></p> <p>〔担当課〕医療対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>湖陵病院については、PFIによる移転新築整備を進めます。また、唯一の県立総合病院である中央病院については、政策的医療等の推進を図るとともに、経営改善に努めます。</p> <p>県立湖陵病院の運営 県立中央病院の運営</p>

図表 1 入院を必要とする患者のうち、患者の住む二次医療圏域内で入院している割合 - 入院の自圏域内完結率 - (平成14年)

